平成２１年（フ）第８２３号
埼玉県上尾市本町２丁目14番14―202号　根貝戸団地、旧住所埼玉県上尾市仲町２丁目８番15号
破産者　笠原　裕子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８５１号
埼玉県川口市南前川２丁目15番２―501号　前川町市街地住宅
破産者　藤田　洋悦
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１０号
埼玉県川口市榛松１丁目10番45号
破産者　進藤江身子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１４８号
千葉県銚子市小船木町１丁目456番地
破産者　岩瀬　　豊
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０号
千葉県山武郡九十九里町作田5387番地３
破産者　殿園　清司
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５０号
新潟県見附市本町２丁目11番７号
破産者　徳橋　摩紀
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２０年（フ）第４１７号
山梨県甲斐市志田469番地
破産者　山田　重徳
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２号
長野県塩尻市大字洗馬2675番地３、開始決定時の住所長野県安曇野市豊科光1984番地18
破産者　眞関　達矢
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第１３８１号
大阪市福島区海老江１丁目10番13号
破産者　梅原　康子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６８０４号
大阪府柏原市国分市場２丁目12番14号
破産者　上田　　忠
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９０１９号
大阪府吹田市山手町１丁目７番１―203号
破産者　清水　芳男
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４８３号
大阪府高槻市津之江北町５―36　サンビューラ津之江Ｂ202、開始決定時大阪府高槻市明野町１番５―110号
破産者　松尾　義史
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９４８４号
大阪府高槻市栄町１丁目３番５―102号
破産者　松尾　　亨
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９５１３号
大阪府吹田市千里丘中33番813号
破産者　金澤　　謙
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７３号
大阪市旭区新森５―13―12―302、住民票上の住所大阪府門真市脇田町９番４号
破産者　村井すみ子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６６号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目１番４号
破産者　龍　　藤吉
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０４号
大阪府豊中市西緑丘３丁目５番９号
破産者　濱岡　伸成
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５８２号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目１番４号
破産者　龍　三榮子
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６１６号
大阪府高槻市松が丘２丁目37番17号、開始決定時の住所大阪府高槻市松が丘２丁目27番７号
破産者　松塚　廣充
1　決定年月日　平成21年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部